

宇都宮地域医療構想調整会議設置要綱

(設 置)

第1条 医療法（昭和23年法律第205号）第30条の14の規定に基づき、宇都宮地域の医療提供体制を確保することを目的に、地域医療構想の実現に向けた協議等を行うため、「宇都宮地域医療構想調整会議」（以下「調整会議」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 調整会議は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 地域医療構想に掲げる将来の目指すべき医療提供体制の協議等に関する事項
- (2) その他必要な事項

(組 織)

第3条 調整会議は、委員25名以内をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者の中から栃木県保健福祉部長が委嘱する。

- (1) 地域の医療関係団体等の代表
- (2) 地域の介護福祉関係団体等の代表
- (3) 住民の代表
- (4) 宇都宮市保健所の代表
- (5) 学識経験者
- (6) その他地域の関係機関・団体の代表

(任 期)

第4条 委員の任期は3年以内とする。ただし、欠員が生じた場合の後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は再任することができる。

(議 長)

第5条 調整会議に議長を置く。

2 議長は、委員の互選により選出し、調整会議の進行にあたる。

(会 議)

第6条 調整会議の会議は、栃木県保健福祉部医療政策課長が招集する。

2 議長は、必要があると認めるときは、調整会議に委員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。

(部 会)

第7条 議長は、必要に応じて部会を設置することができる。

(事務局)

第8条 調整会議の事務局は、栃木県保健福祉部医療政策課に置く。

2 調整会議の庶務は、栃木県保健福祉部医療政策課及び宇都宮市保健所が共同で行う。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、調整会議の運営に関し必要な事項は、栃木県保健福祉部医療政策課長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年10月5日から実施する。

附 則

この要綱は、平成30年8月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和6年10月3日から実施する。